

ごあいさつ

平成27年度末をもって、雪害への対応に一応の目途を付けることができました。迅速な復旧を目指し、雪害直後に藤岡市と設立した「農業災害復旧支援合同事務所」も2月をもって閉所となり、多くの組合員の皆さまに再スタートを切っていただけたのではないかと考えております。これも被災された農家の皆さまのご尽力の賜物と存じます。今後は、生産量、販売額の復活はもちろん、より一層の地域農業の振興を図るためにも、さらなる営農強化策を検討していきます。

J Aグループでは昨年、J A全国大会、J A群馬県大会を開きました。J A全中の一般社団法人化や監査業務の分離等、農協法が約60年ぶりに抜本的に改正される中、J A自己改革で掲げた「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、特に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の2つは、最重点課題として取り組むこととなりました。3か年の経営の旗印となる中期経営計画も若手・中堅職員によるプロジェクトチームで議論され、やはり営農強化をテーマに、新規就農者の確保、農地の保全等に力を注ぎます。今後は5年後の農協法見直しにも対応するためにも、着実な計画実践と進捗管理による定期的な見直し・管理を行っていきます。

当組合としましても、組合員・利用者の皆さまが安心してJ Aをご利用いただけるよう、遊休資産の解消等による経営基盤の安定、支店設備の改修や機器導入によるサービス向上に取り組んでおります。今年度は中期経営計画の3か年の初年度となります。J A本来の役割を再認識し、組合員・地域の皆さまとの絆を強め、信頼されるJ Aを目指し役職員一体となり、業務に精励してまいります。皆さまの変わらぬご支援、ご指導をお願い申し上げますとともに、皆さまのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

多野藤岡農業協同組合
代表理事 浦部正義

1. 経営理念

1. 基本方針

私たちは、昨年のJA全国大会、JA群馬県大会で決議された、JAグループ自己改革の3つの基本目標「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に真摯に取り組みます。特に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を最重点課題とし、JAの果たすべき役割を認識するとともに、地域への貢献を実践します。

また、平成28年度は「中期経営計画」の初年度となります。計画は限りある経営資源を集中し、改革すべきところを改革するものと位置づけます。特に重要性の高い課題である「営農の強化」では、改革プロセスの実践、進捗管理のシステム（PDCAサイクル）を確立するための態勢整備に取り組みます。

2. 基本理念（長期ビジョン）

JAたのふじの10年後の目指す姿を、「農業」「組合員・地域」「経営」の3つに分けて、以下のように設定しました。

- ① 農 業 稼げる農業を創造して、次世代へ農業を継承できるJA
- ② 組合員・地域 組合員とJAが協同して、地域から頼りにされ、当てにされるJA
- ③ 経 営 健全な危機感を持って経営を革新し、人財が自律的に成長するJA

2. 経営方針

（1）営農・販売事業

1. 事業方針

JAグループに与えられた実践方針である、持続可能な農業づくり、豊で暮らしやすい地域社会への貢献などを踏まえ、営農事業活動を進めます。

また、今後の新規需要米政策に呼応した産地活動と遊休農地や荒廃農地の有効活用を視野に捉え、地域に根ざした農業支援や安全・安心な農産物を継続して提供する、JAたのふじを実現する為に以下の事項を目指します。

- ① 地域農業の強化に向けた販売戦略の実践
- ② 安全・安心な農産物生産の充実強化
- ③ 担い手および新規就農者への支援活動
- ④ 地域に根ざした農業振興や社会活動への貢献
- ⑤ 6次産業化を見据えた多様な活動

（2）購買事業

1. 事業方針

中期経営計画に基づき、あぐり機能を見直し、組合員とのより強固な体制を構築すると共に、合わせて資産保全・資産管理のニーズにも応えるべく、地域と共に、地域に根ざした農協活動を実現するため、営農経済事業の連携強化と生活相談機能の充実を目指し事業を展開していきます。

- ① 地域に根ざした営農経済活動の強化を推し進めます。
- ② 農業生産コスト軽減を目指した農協活動を推し進めます。
- ③ 資産の保全を含めた総合相談機能を充実・強化します。

(3) 信用事業

1. 事業方針

組合員・利用者の皆様に便利で安心してご利用いただくために、良質で高度な金融サービスの提供が行えるよう取り組んでいきます。

平成27年度は「JAたのふじ合併15周年記念定期貯金」を発売し、計画を上回る909億円の総貯金残高の確保ができました。本年度は残高維持及び更なる貯金の増強をはかります。

特に農協制度改革動向を踏まえ、農業所得増大及び地域活性化に資する機能を従来以上に発揮し、農業メインバンクとしてご活用いただけるよう、営農経済部門との連携を行いながら、きめ細やかな対応を実施します。

- ① 利用者利便性の向上
- ② 利用者基盤拡充・再構築
- ③ 地域シェア向上・事業量の確保

(4) 共済事業

1. 事業方針

平成28年度は、今次3か年の初年度として重要な年度です。そこで、総合渉外を主体に世帯担当制の実施とLa b l e t' s（共済専用端末機）を徹底活用した担当世帯全戸への「3Q訪問活動」及び世帯内の未加入者に対する「はじまる活動」を展開し、エリア戦略にもとづく支店ごとの推進活動の浸透・定着により、「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供に取り組みます。特に「ひと」保障は最重点取り組み事項として強化をはかります。併せて、総合渉外・スマサポの「推進チャネルの強化」にも取り組みます。そして、この取り組みを通じて事業量目標（推進総合目標、重点施策目標、契約者数目標）の達成と事業基盤の維持・拡大をはかります。

- ① 3Q訪問活動とはじまる活動の連動による世帯内深耕と取り組み強化
- ② 「ひと・いえ・くるま総合保障」の提供 ～「ひと」保障の取り組み強化
- ③ 総合渉外推進体制強化による総合渉外の生産性向上
- ④ スマサポチャネルの取り組み強化
- ⑤ エリア戦略の展開による支店ごとの推進活動の実践
- ⑥ 推進研修の取り組み
- ⑦ 共栄火災との連携によるJA共済補完機能の強化
- ⑧ コンプライアンス態勢の継続的な取り組み強化
- ⑨ 推進広報・地域貢献活動の取組み
- ⑩ 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

(5) 組合員や地域から必要とされる組織づくり

1. 広報活動の強化

- ① 読まれることを意識した、広報誌「たのふじ」の充実
- ② 日本農業新聞やラジオを通じた対外広報活動の積極的展開
- ③ 定期的なホームページ更新による新鮮な情報の提供

2. 組合員加入促進

- ① 農業協同組合運動への理解浸透と参加及び参画の促進

3. 女性組織の活動促進によるひとづくり

- ① 活動の充実と積極的なPRによる会員増加運動
- ② 伝統料理教室等の食育を通じた親子の絆を深める活動
- ③ 地域貢献活動やボランティア活動への取り組み

(6) 地域に根ざした相談活動で皆様の暮らしの充実

1. 組合員の資産管理及び運用の相談・支援

- ① 組合員の立場に立った、顧問弁護士・税理士による法律、税務相談機能の充実

(7) 地域に信頼・誇れる組合構築に取り組み

1. マネジメント・サイクルの適正実施

- ① ビジョンから行動計画までの結びつけ
- ② C（チェック）から始まるPDCA

2. 人材育成

- ① 独自のCDP（教育体系）の確立と職員の意識改革
- ② 活力ある職場づくりの取り組み

3. JA経営の健全化向上と実践

- ① 健全経営にふさわしい経営体制の確立
- ② BCP（事業継続計画）・施設安全確保に向けた対応

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。

また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行なう理事には、組合員の各層の意思反映を行なうため、女性会等から理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

4. 業績

世界経済の情勢は、前半はアメリカの長期金利の上昇から始まりましたが、平成27年6～7月にかけて、ギリシャの財政・債務危機の不透明感から、一旦金利は低下しました。後半は、フランス・パリの同時テロ事件の影響で一時的に低下する場面もありましたが、アメリカの政策により緩やかな上昇を続けました。

一方、国内経済の情勢は、景気の回復やインフレ率の上昇にもたつきが見られるなか、日銀は資金供給量の拡大とマイナス金利導入による追加金融緩和を実施しています。今後、さらなるマイナス金利幅の拡大も見込まれることから、当面の間、国内金利は超低水準での推移が想定されます。実際に、平成28年1月、日銀がマイナス金利導入を含む追加金融緩和を決定したことを受けて、長期金利は大幅に低下し、2月末にはマイナス0.065%に達しました。

T P P（環太平洋経済連携協定）をめぐる情勢では、平成28年2月に開催された自民党T P P総合対策実行本部・関係部会等合同会議で、T P Pの協定承認案および関連法案が了承され、承認案については3月に閣議決定されました。

平成27年11月には第40回J A群馬県大会が開催され、J Aグループ自己改革の基本的な考え方として、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を3つの基本目標としました。J Aグループは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、多様な農業者のニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」を実現していくため、自己改革に取り組みます。また、大会で決議された群馬県下6 J A構想実現に向けて、西部地区5 J Aでの検討を始めます。

一昨年に最終統合を行ったJ A群馬県信連と農林中央金庫は、平成27年3月に清算事務を完了しました。

以上のような環境のなか、J Aたのふじでは、農協改革の意図に対応して、農業生産振興のため研修施設として活用するビニールハウスを造り、イチゴの試験栽培に取り組みました。

職員教育では、前年度から導入しているCS（顧客満足度）・現場営業力の強化への取り組みはコンサルタントの手を離れ、職員によるアドバイスにより「自走」できるまでに成長しました。T A C（営農渉外）にも取り組みは広まり、今後は各部署において、取り組みを継続できる体制を確立させます。

平成27年度は中期経営計画の最終年度でした。当初の計画どおり達成したものもありますが、営農事業、経済事業では、いまだ雪害の影響が残っているものもあります。信用事業では、貯金高900億円を達成し、共済事業でも4部門（推進総合・長期共済・重点施策[新規]・短期共済）を県下トップで達成する等した結果、事業利益は前年を上回ることができました。

今後におきましても、J A本来の役割をしっかりと果たし、組合員・利用者の皆さまとの絆を深め、信頼されるJ Aを目指していく所存でありますので、さらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

主な事業概要

1. 営農・販売事業

(1) 地域農業戦略の策定実践

- ① 新規需要米の説明会を開催し、飼料用米の推進を行いました。
- ② 水稲用肥料、除草剤、殺虫剤のサンプル試験を実施しました。
- ③ BVD（牛流行性下痢）、PED（豚流行性下痢）の疾病対策を行いました。
- ④ 農業への早期定着を目的に、新規の露地ナス栽培対象者へ向けて「露地ナス新規栽培者現地講習会」（現地講習会6回、意見交換会[反省会]1回）を行いました。（新規ナス対象者11名）
- ⑤ 新規栽培希望者を対象に「ナス・オクラ圃場見学会（新規就農者説明会）」を開催しました。（出席者15名）

(2) 担い手の育成支援

- ① 稲作講習会を開催しました。
- ② 夏秋ナスの指定産地取得に取り組み、認定を受けました。
- ③ 野菜の生産振興及び新規栽培者の掘り起こしに向けて、以下の栽培講習会を行いました。（品目：オクラ、カリフラワー、ブロッコリー、カキナ、アスパラナ、タマネギ、ミズナ、ハウレンソウ、チヂミハウレンソウ 出席者：合計122名）
- ④ 施設用燃料の高騰化に対応して、国の事業である「燃油価格高騰緊急対策事業」の取り組みを行っています。（平成27年度 受益者22名）
- ⑤ 原発事故対策として、生産者の東京電力への賠償請求支援を行っています。また、新たにオガ粉価格上昇分の請求及び椎茸ホダ木の請求事務をサポートしました。
- ⑥ 県単、蚕糸業継承対策事業を行うことにより繭の増産を図りました。その他、国・県で行っている各種補助事業への取り組み支援を行っています。

- ⑦ TAC（営農渉外）の活動を充実させるため、各支店で行っているFPP（ファン・プラス・プロジェクト）活動（顧客満足度・現場営業力強化プログラム）をT-FPP活動として開始し、毎月2回の「面談」及び「とことんふれあいミーティング」を実施しています。
 - ⑧ 麦作講習会を実施するとともに小麦用肥料（元肥一発タイプ）と除草剤の試験区を設けました。
 - ⑨ 露地ナス生産者へ減農薬栽培として天敵導入を推進しました。
 - ⑩ 長ネギの根の絡まりを抑えるネットマール（根止用育苗下紙）の試験栽培を実施しました。
 - ⑪ 青色申告会では、雪害に対する税務説明会を実施しました。また記帳代行の試験運用を組合員3名で実施しました。
 - ⑫ 多野藤岡きこの振興協議会の事務局として、「群馬県特用林産施設体制整備事業」、「特用林産物生産活力アップ事業（原木共同購入支援）」等の補助事業に取り組んでいます。
 - ⑬ イタリアン野菜を試験圃場にて栽培し、新規栽培希望者に説明会を開き野菜の紹介をしました。
- (3) 販売戦略の実践
- ① 稲作品種特性調査として「ゆめまつり」の展示圃場を設けました。
 - ② 選果場ナスの契約販売に取り組みました。
 - ③ イチゴの契約販売に取り組みました。（前橋青果）
 - ④ JA多野藤岡苺生産組合連絡協議会と協力し、プレミアムイチゴの販売に取り組みました。（12粒1箱）
 - ⑤ JAたのふじオリジナルブランド米「黄金物語（こがねものがたり）」を商標登録し、消費者に直接販売を開始しました。
 - ⑥ 専門学校やレストランがイタリアン野菜を使った料理を調理・提供する様子をマスメディアで紹介し、イタリアン野菜のPRを行いました。
- (4) 消費者との連携
- ① パルシステム群馬並びに多野藤岡有機農業推進協議会と連携し、「有機ジャガイモ収穫体験」を行いました。（参加者30名）
 - ② 高崎市ふるさと納税返礼品にオリジナルブランド米「黄金物語」、やよいひめスペシャルエディションを登録し、全国へ発送しました。
 - ③ 高崎市主催の榛名ヒルクライム（自転車レース）や榛名湖マラソンに協力し、行政の支援を受け、「高崎そだち米」とキュウリやナスのPRを行いました。
 - ④ 上野村・藤岡市・高崎市と連携し、地域の紹介ツアーに協力し、野菜のPRを行いました。
 - ⑤ 東京・恵比寿でイタリアン野菜の試験販売と消費宣伝を行いました。
 - ⑥ 2月7日にコープ群馬、JA青年部、営農相談室で、青年部員の圃場を使い「ニンジン収穫&お花寄せ植え体験」を開催し、消費者との交流をはかりました。（参加者120名）
 - ⑦ 地産地消として、藤岡市の学校給食へ長ネギを供給し食農教育を行いました。（2回実施）
 - ⑧ 藤岡市主催の蚕マラソンに協力し、地元豚肉の消費宣伝を行いました。
 - ⑨ 東京・銀座のぐんまちゃん家や愛知・名古屋の中日ビル等で野菜のPRや販売をしました。
- (5) 6次産業化への取り組み
- ① 生産者に乾燥野菜の指導をし、乾燥野菜の製造と販売に協力しています。
 - ② 多野藤岡有機農業推進協議会では、会員が生産した有機ニンジンのジュースを販売しています。（1,320本/180ml製造）
 - ③ 南米でJAたのふじドライやよいひめの加工が紹介されました。その後、ブラジル・ペルー・チリの農協及び生産者13名が、特販課に視察に来ました。
2. 購買事業
- (1) 雪害復旧支援の継続による産地強化
- ① 雪害関連による国庫金の申請を考慮し、購買未収金の期日を再延長し、雪害補助事業を継続支援しました。
 - ② 藤岡市と連携した「農業災害復旧支援合同事務所」にて、雪害復旧の検査確認対応を進め、国庫金等の申請作業が完了しました。
- (2) 地域に根ざした営農・経済活動の連携強化
- ① 入野支店駐車場で3月28日に、自動車・農機具・ガス・太陽光発電システムの展示即売会を実施しました。（来場者200名）
 - ② あぐり吉井と入野支店管内のコイン精米機を最新の機種に更新し、利用者の利便性向

- 上につとめました。
- ③ 自動車センターでは、“お出かけの楽しみと自由が広がる電動セニアカー”の取扱いを始めました。
 - ④ 藤岡市と高崎市のプレミアム商品券の取扱店に10店舗を申請し、地域に密着した利用者の利便性と増加をはかりました。
(藤岡市実績：10,176枚、5,088,000円 高崎市実績：204枚、102,000円)
 - ⑤ 自動車センターでは、故障診断用のコンピュータ(マルチサポートツール)を導入し、コンピュータ制御エンジン搭載車やハイブリット車の故障発見の迅速化をはかりました。
 - ⑥ 太陽光発電システム導入に伴う環境や社会情勢の変化に合わせ、8月30日(午前：神流支店、午後：本店)と9月5日(午前：あぐり吉井)、太陽光発電システムの説明会を実施しました。(参加者：合計13名)
 - ⑦ 四季菜館新町店のポスレジを新しくしました。また、旧新町支店跡地を直売所利用者の駐車スペースにしました。
 - ⑧ 自動車センターの広報誌「シェルパだより」を発信し、安価なオイル交換キャンペーンで新規顧客獲得とセンターの認知度を上げる活動を行っています。
 - ⑨ 本店・藤岡野菜集送センター・JAグリーンで自動車の展示販売を行いました。
- (3) 農業生産コスト軽減を目指した農協活動
- ① 7月19日・20日全農アグリマシンプフェアに参加し、最新農機具、特に排ガス規制が始まるトラクター等の情報を来場者に提案しました。(JAたのふじ管内の来場者385名)
 - ② トラクターの引取保証販売を開始し、一定の条件により5年後の想定残価を購入価格の50%に設定し引取保証を交わすことで、安心して購入できるようにしました。
 - ③ アグリシードリース(農機具リース事業)の対象者を営農相談室と協力して訪問、7月17日に旧営農生活センターにおいて申込み受付をしました。
(リース申込受付：8名 実績：5,175万円)
※アグリシードリースとは、農林中央金庫が農業所得増大・地域活性化応援プログラムにおける、農機具等リースする事業です。
- (4) 資産の保全を含めた生活相談機能の充実・強化
- ① リフォーム相談会を行い、資産の維持管理を支援しました。
 - ② 賃貸住宅オーナークラブと連携して、定期点検を実施するとともに、良質な賃貸住宅の供給につとめました。
 - ③ 相続対策として、相続シミュレーション・公正証書遺言の作成支援をしました。
 - ④ リフォーム事業供給拡大に取り組み、「新築そっくりさん」の広告を新聞折込し、展示会場イベントを実施しました。(見学者21名)
 - ⑤ 遊休資産活用の委託を受け、売渡しの支援をしました。
 - ⑥ 組合員より住宅・賃貸住宅・事業用施設の相談を受け、施主代行工事を行いました。
3. 信用事業
- (1) 利用者利便性の向上
- ① 神流支店と美九里支店に設置のATMを、店舗内へ移転させ防犯上のリスク軽減につとめました。さらに美九里支店は駐車場からの出入りがしやすいようにスロープを設置しました。
 - ② JA貯金特別推進運動(春期・夏期・年末)を展開し、特にウィンターキャンペーンでは合併15周年を記念した金利上乘せ定期貯金を発売して、貯金の増加につとめ、計画対比101%で総貯金目標を達成することができました。
 - ③ 12月14日、藤岡警察署の協力で、小野支店において、振り込み詐欺防止に向けた訓練を実施し、急増する被害の水際対応策の強化と情報共有の徹底をはかりました。(窓口での声掛け効果で、美土里支店、神流支店、藤岡支店、美九里支店の職員が振り込み詐欺を未然に防いだとして、それぞれ高崎・藤岡警察署から感謝状を頂きました)
- (2) 利用者基盤拡充・再構築
- ① JAバンク群馬人材育成計画の一環として、信用事業業務検定試験・銀行業務検定試験に率先して取り組み、自己啓発につとめました。(受験者46名)
 - ② 中・長期的な顧客基盤の拡充をはかるため、「お客様目線で自ら考え・自ら動く」をモットーにFPP活動を職員全員で取り組み、一人でも多くのお客様がJAを利用していただけるよう、様々な工夫を始めています。
- (3) 地域シェア向上・事業量の確保
- ① 平成26年2月に発生した豪雪災害に対する農業復旧資金として、豪雪災害緊急対策資金及び高崎市農業者災害緊急対策資金の相談に積極的に取り組み、申込があったすべての資金実行を完了しました。(資金実行累計：46件、2億5,069万円)
 - ② 平日における融資相談と申込みが困難な顧客の接点として、毎月1回、休日ローン相談

会を8支店で開催し、各支店の積極的な集客活動により、相談顧客数124名の相談に対応しました。(相談金額12億3,715万円)

- ③ 年金の受取りについての疑問や手続きについて個別にお答えするため、年金相談会を10回開催し、166名の相談を受け121名の予約をいただきました。(年金見込額 約5,369万円)
- ④ 平成28年2月15日、各支店で4回目となる窓口ご来店感謝キャンペーンを行い、日ごろの感謝をこめて来店者に管内農産物のイチゴ(やよいひめ)とチョコレートのセットを全支店合計390名にプレゼントし、年金受給者層のみならず来店者に変大好評でした。

4. 共済事業

(1) 3Q訪問活動を通じた「あんしんチェック」の全戸訪問

- ① 「3Q訪問活動」は将来の盤石な事業基盤の維持・拡大と推進活動の改革(契約者・利用者の立場に立ったニーズに応じた保障提案活動の実践)を目的とした「全戸訪問活動」であり、「JA共済オリジナルの訪問スタイル」です。「3Q訪問活動」と「あんしんチェック」(加入内容説明+保障点検)の完全定着に向けた取組みを展開しています。そして、2年連続で4部門(推進総合・長期共済・短期共済・重点施策)の達成することができました。

(2) 「はじまる活動」の浸透によるニューパートナーの獲得と保有契約者数の維持

- ① 渉外チーム単位での「はじまる活動」を主体とした日々の3Q訪問活動を通じた次世代層への承継活動を展開中です。また、JA共済未加入者に対し、継続的にJA共済の魅力を伝える活動を行いました。
- ② 「はじまる活動」を積極的に展開することで、地域住民との新たな接点づくりに取り組み、「JA共済子育てママの応援サイト」の展開、「こどもくらぶ」での紹介運動によりニューパートナーの獲得につとめ、665件の実績がありました。

(3) 「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供の取り組み強化

- ① 「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を目指し、総合渉外を主体とした「3Q訪問活動」による「医療共済・がん保障を中心とした保障点検活動」並びに緊急性の高い「まもり加入世帯」を中心とした訪問活動を積極的に展開しました。
- ② 契約者に「安心なカーライフ」を提供するためのお知らせ活動を中心に、お役立ち情報の提供と同時に「建更未加入世帯に対する全戸訪問活動」を実施し、保障点検活動に取り組みました。
- ③ 渉外トレーナーを中心に専門的な知識の向上をはかるため、総合渉外担当者会議を開催するとともにFST(実践研修)にも参加しています。特に外部講師を招いての研修会はスキルアップに大きく役立っています。

(4) JAにおける地域特性にもとづくエリア戦略の導入・展開

- ① エリア戦略検討会を実施し、支店単位の地域特性(市場性)を確認し、エリア分析データ、エリア戦略指標を参考とした支店の事業量、総合渉外配置状況について再度検証を行いました。

(5) 推進チャネル強化の取り組み

- ① 総合渉外担当者による担当地域への“面の推進活動”を通じて、総合渉外担当者の生産性の向上並びに「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を目指して取り組みました。
- ② スマイルサポーター(共済窓口担当者)ロールプレイング県大会において、優秀賞を受賞しました。

(6) コンプライアンス態勢の継続的な取り組み強化

- ① 共済推進研修会・共済推進リーダー研修会・推進班別仕組改訂研修会を通じて、法令等の遵守、利用者の立場に立った丁寧な説明等の「正しい推進」の周知・徹底をはかりました。

(7) 契約者奨励要項に沿った招待会へのご案内

- ① 平成28年1月16日に神野美伽ショーを開催しました。(参加者1,597人)

5. 組合員や地域から必要とされる組織づくり

(1) 広報活動の強化

- ① 読まれることを意識した、広報誌「たのふじ」の充実

従来からの「わかりやすく、見やすく、読みやすく」という編集方針に基づき発行をしました。昨年に引き続き、世界遺産である高山社に関する特集を継続して、好評を得る等、地域的话题を積極的に取り上げました。また、平成28年度のリニューアルを目指して、掲載内容や体裁の再確認と検討を続けています。また、11月には、主に准組合員や地域住民が対象のコミュニティ誌「たのふじコミュニティ版」を初めて発行しました。コミュニティ版ではシンプルで洗練された体裁を意識し、JA事業や管内農産物の紹介を行います。今後も3カ月に1度の発行を続け、管内の全戸に新聞折り込みされます。

- ② 日本農業新聞やラジオを通じた対外広報活動の積極的展開

イベントや講習会等のJAの活動を日本農業新聞へ積極的に送稿し、前年対比で21本増となる127本が掲載されました。また、5月のアシスト藤岡感謝祭、11月の収穫感謝祭等では、FM群馬の番組「JAグリーンNAVI」で告知を行う等、ラジオを通じたPRを行いました。

- ③ 定期的なホームページ更新による新鮮な情報の提供
実施中のキャンペーンやローン・年金相談会の日程、就職説明会の開催等のリクルート情報に関する内容を継続的に掲載し、広報誌や渉外担当者と接点の少ない顧客層や若年層への告知につとめました。

(2) 組合員加入促進

- ① 農業協同組合運動への理解浸透と参加及び参画の促進
コミュニティ誌「たのふじコミュニティ版」を通じて、主に地域住民へ組合員加入のPRを行いました。

(3) 女性組織の活動促進によるひとづくり

- ① 活動の充実と積極的なPRによる会員増加運動
女性会支部の未設置地区解消を目指し、新たに美九里支部、万場支部を立ち上げるとともに、平井支部・美九里支部の合同イベント開催等支部活動を活発化させました。また、昨年度始まったスコープ三味線の活動を継続し、年金友の会の総会や収穫感謝祭等で発表を行いました。女性会では家の光愛読者拡大運動を展開し、24部の増部を達成する等、JAたのふじ女性会のPRを積極的に行いました。

- ② 地元産食材を使った料理教室を通じた健康づくり活動
本店の調理実習室を利用した「健康寿命100歳弁当作り」を、女性会本部役員12名で行いました。トマト、ナス、ゴーヤ等の管内産の野菜を使い、地産地消を意識したメニューの弁当を2種類作りました。また支部活動として、美土里支部でも会員12名が参加し、同様の取り組みを行いました。

- ③ 地域貢献活動やボランティア活動への取り組み
みのりの会では地域貢献活動として、「クリーン作戦」を、7月にふじ娘館周辺、12月にららん藤岡周辺、2月にJAたのふじ本店周辺にて実施しました。

6. 地域に根ざした相談活動

(1) 組合員の資産管理及び運用の相談・支援

- ① 組合員の立場に立った、顧問弁護士・税理士による法律相談・税務相談によって、相談機能の充実をはかりました。
- ② 組合員やご家族の皆さんの健康で元気な暮らしを願い、5月14日から7月14日の間に、健康診断を実施しました。(受信者数683名)

7. 地域に信頼・誇れる組合構築

(1) マネジメント・サイクルの適正実施

- ① ビジョンから行動計画までの結びつけ
- ② C(チェック)から始まるPDCAとして、役員による進捗管理レビューに基づく成果指標・目標値の見直し、施策・行動等の見直しにより事業計画を実践しました。

(2) 人材育成

- ① 独自のCDP(教育体系)の確立と職員の意識改革
教育体系の確立と各職員の能力・適性に合わせた研修を実施するため、職員が受講した研修内容等を教育担当部署に集約し、研修台帳や受講履歴の整備をすすめました。また、新職員がJA職員としての意識を向上させ、円滑なキャリアをスタートできるよう、青年部員の協力による、現場での農業体験研修を初めて実施するとともに、新職員に対する世話係制度(新職員と世話係に任命された若手先輩職員が業務レポートを通して人間的な成長をはかる取り組み)の内容を一部改善し、継続しました。

(3) JA経営の健全化向上と実践

- ① 健全経営にふさわしい経営体制の確立
着実な経営改善を実践し、経営状態をより健全にするため、毎週火曜日に常勤役員会議を開催し、役員間の意思疎通をはかるとともに、経営課題等を協議しています。

- ② BCP(事業継続計画)・施設安全確保に向けた対応
災害が発生した場合においても、人命保護を最優先に行動し、被害を最小限に抑えつつ、中央会・連合会・行政・その他様々な関係者と協力し、継続すべき業務を可能な限り継続及び早期での復旧を行うことで社会的責任を果たすことを可能にするため、3月にBCPを策定しました。

5. 農業振興活動

- ・農業経営基盤の強化による地域農業振興
- ・農地利用計画の推進
- ・食農教育の取り組み
- ・消費者と生産者を結ぶ安全・安心ネットワークの構築
- ・将来をかけた園芸振興・地域に根ざした米麦振興・継続可能な畜産振興
- ・販売チャンネルの開発による農業生産額・農業所得の維持拡大

6. 地域貢献情報

1 地域貢献の全般に関する事項

組合員数・・・12,862名(うち 正組合員4,832名 准組合員8,080名)
出資金額・・・1,675,200千円

当JAは地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

- 1) 地域住民の皆様とのコミュニケーションを図るため収穫感謝祭を開催
- 2) 藤岡市夏期大学への協賛
- 3) 毎月1回顧問弁護士による法律無料相談会の開催
- 4) ミセスバレーボール大会・少年野球大会・小学生サッカー大会の実施

2 地域からの資金調達の状況

貯金残高・・・90,910,812千円

組合員はもちろん、地域住民の皆様からの貯金をお預かりしています。
普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

主な貯金商品

種類	内容	預入金額・単位
総合口座	普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせ大変便利な貯金口座です。	ご融資額はセット定期貯金の+0.5%。
普通貯金	年金・給与などの自動受取、公共料金などの自動支払に便利です。	お預け入れは、1円以上1円単位。
決済用貯金	①要求払い②決済サービス③無利息の3条件を満たした貯金で貯金保険制度により全額保護。	お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。
当座貯金	小切手によりお支払できますので、ご商売をなさる方に便利です。	お預け入れは、1円以上1円単位で無利息。
スーパー定期貯金	定額方式と期日指定方式があり、お客様の資金使途に応じて安全・有利に運用できます。	お預け入れは、1円以上1円単位。
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	お預け入れは、1,000万円以上1円単位。
変動金利定期貯金	お預入日の半年ごとに利率の見直しを行います。	お預け入れは、1円以上1円単位。
定期積金	①目標式②定額式の2種類があり、毎月積立てる積立で自動振替が便利です。	お預け入れは、1回あたり1,000円以上1円単位。
財形貯金	お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利に積立できます。 ①財形住宅貯金②財形年金貯金③一般財形貯金の3種類。	お預け入れは、1回あたり1円以上1円単位。

* その他にも目的に合わせた貯金商品がありますので、詳しくは支店窓口にてお尋ねいただくかHPでご確認ください。

3 地域への資金供給の状況

貸付金残高・・・14,928,304千円
(内訳)
組合員・・・9,990,767千円
地方公共団体等・・・2,278,837千円
その他・・・2,658,699千円

組合員への融資をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上発展に貢献するとともに、日本政策金融公庫(農林水産事業・国民生活事業)住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取り次ぎもしています。

・一般資金の主な内容

ご利用いただける先	お使用みち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆様方となります。	様々な資金にご利用いただけます。(一定の審査を致します)	短期資金から長期資金までお使用みちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類がありまた、長期資金は必要に応じて据え置き期間を設けています。	ご相談の上決めさせていただきます。必要に応じ群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使用みちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。

・制度資金

農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などを取扱しております。

・各種ローン

住宅ローン、教育ローン、フリーローン、マイカーローン、クローバーローン、カードローン等

※他にも、各種用途に合わせた資金をご用意しておりますので、詳しくは支店の窓口へお尋ね下さい。

4 文化的・社会的貢献に関する事項

- 1) JAを正しく理解してもらうために、月1回JA広報誌を発刊。
- 2) インターネットのホームページにより、利用者への情報提供。
- 3) 年度末のディスクロージャー誌もHP上で開示しています。
- 4) 大口利用者招待会を実施。
- 5) 年金友の会グラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会、芸能発表会の開催。
- 6) 組合員・地域の皆様を対象に、収穫感謝祭を開催。

7. リスク管理の体制

(1) リスク管理の基本方針

当組合が保有する経営資産(人・物・金)について、その活用法、運用・回収の危険性、またはその価値の毀損の度合いを判断し、業務の健全かつ適正を確保し、資産・財産の健全化に努めます。

【JAが対応すべきリスクの内容】

1. 信用リスク
信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいう。
2. 市場リスク
金利の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク(金利リスク)ならびに有価証券等の価格および為替等の変動により、保有する資産価値が変動し損失を被るリスク(価格変動リスク)をいう。
3. 流動リスク
財務内容の悪化等により必要資金の確保が困難になり、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされるリスク(資金繰りリスク)、ならびに市場の混乱等により市場において取引が困難になり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)をいう。

4. オペレーショナル・リスク

役職員が関連法令・定款・業務方法書・事務規程・要領等に定められたとおりの事務処理を行うこと怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク（事務リスク）をいう。

5. 事業リスク

当初設定した事業計画の達成が困難で、各事業部門の利益目標が達成されない場合に損失を被るリスクをいう。

(2) リスク管理体制の内容

リスク管理委員会規程により、以下の組織を設けている。

- ・リスク管理委員会
- ・金利設定委員会
- ・貸付金専門委員会
- ・リスク管理部会
- ・ALM委員会

以上の委員会は、理事長・副理事長・常勤理事・各部長・各課長・事務局をもって構成されている。

- ・リスク管理地区委員会

上記の管理体制のもと、常勤役員・地区役員・部長・支店長・次長・必要に応じ担当課長をもって構成されている。

(3) 監査体制

全業務について、監事監査を年2回、監査部では年間を通して内部監査を実施し、事故防止・事務水準の向上と合理化・業務の適正化をはかっています。

8. 法令遵守（コンプライアンス）の体制

(1) 基本方針

当組合は、法令等様々な適用を受けているが、社会的責任や公共的使命を果たすため適用される法令・定款等や社会的規範など遵守することはもとより、たとえ法令等抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することが必要である。

そのためには、コンプライアンス態勢確立のため、役職員一人一人が不断の努力を行うとともに、自己責任原則に基づき法令等を遵守し健全で透明性の高い組織風土を醸成することにより、社会的責任や公共的使命を果たして行くものとする。

- ① 社会的責任と公共的使命
- ② 地域社会に密着した質の高いサービスの提供
- ③ 法令や社会的規範の遵守
- ④ 反社会的勢力の排除
- ⑤ 社会とのコミュニケーションの充実

(2) 法令遵守の体制

当JAは、コンプライアンスマニュアルを制定し、すべての役職員がこれを遵守することによって農協の発展をはかるとともに、組合員並びに地域社会の発展に寄与することとする。

また、コンプライアンス委員会の中に統括部所を設置し、コンプライアンス体制全般にわたる企画並びにコンプライアンス・プログラムの策定と実践進捗管理を行っており、策定されたプログラムにより、機関会議の開催・規程の検討と見直し・各研修（理事・責任者・一般）を年2回程度実施するとともに、責任者及び担当者を明確にし、コンプライアンスを徹底することで法令遵守の体制を整えている。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

○当JAの窓口案内

本店金融共済部（金融課）	0274-20-1881	藤岡支店	0274-22-4321
本店金融共済部（共済課）	0274-23-4456	小野支店	0274-22-0012
神流支店	0274-23-4466	吉井支店	027-387-3415
美土里支店	0274-22-2353	入野支店	027-387-2072
平井支店	0274-23-1311	万場支店	0274-57-2201
美九里支店	0274-23-2415		

- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
- 電子メールによるお申し出の場合：mail@tanofuji.jagunma.net（本店総務部）

②紛争解決処理措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）

①の窓口または群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）にお申し出ください。

なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

（財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）

（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）

（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）

最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□ 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、平成28年2月末における自己資本比率は、13.05%となりました。

9. 金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として業務運営体制・内部運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

○当JAの窓口案内

本店金融共済部（共済課）	0274-23-4456	藤岡支店	0274-22-4321
本店金融共済部（金融課）	0274-20-1882	小野支店	0274-22-0012
神流支店	0274-23-4466	吉井支店	027-387-3415
美土里支店	0274-22-2353	入野支店	027-387-2072
平井支店	0274-23-1311	万場支店	0274-57-2201
美九里支店	0274-23-2415		

- 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
- 電子メールによるお申し出の場合：mail@tanofuji.jagunma.net（本店総務部）

2. 紛争解決処理措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業
群馬弁護士会紛争解決センター（電話：027-234-9321）
①の窓口または群馬県JAバンク相談所（電話：027-220-2030）にお申し出ください。
なお、群馬弁護士会に直接、紛争解決をお申立ていただくことも可能です。
- ・共済事業
（社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）
（財）自賠償保険・共済紛争処理機構（電話：本部 03-5296-5031）
（財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部 03-3581-4724）
（財）交通事故紛争処理センター（電話：東京本部 03-3346-1756）
最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせください。

10. 自己資本の状況

□ 自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化に取り組んだ結果、平成28年2月末における自己資本比率は、13.05%となりました。

11. 業務・商品サービスのご案内

□ 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などの金融サービスの提供を行っています。

信用事業における一層の「便利」と「安心」をお届けするため、J A・信連・農林中金が結集し、グループ全体のネットワークと総合力を生かし、「J Aバンク」というひとつの金融機関として大きな力を発揮しています。

● 貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただけます。

みなさまにご利用いただける主な貯金取引は次のとおりです。

貯金商品（主なもの）

（平成28年4月1日現在）

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等
総 合 口 座	①普通貯金に定期貯金をセットすることで、自動融資機能を持たせた大変便利な貯金口座です。 ②「受け取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客様専用の商品です。 ③期日指定定期貯金、スーパー定期、大口定期貯金、変動金利定期貯金がセットでき、残高の90%、最高300万円までの自動融資が受けられます。（セットする定期貯金は、自動継続に限られます。）	出し入れ自由。	ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス0.5%です。
普 通 貯 金	年金・給与などの自動受け取り、公共料金や税金などの自動支払いに便利です。また、キャッシュカードをご利用になると、一層便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
決 済 用 貯 金 (普通貯金・総合口座無利息型決済用)	①要求払いであること、②決済サービスを提供できること、③無利息であることの3条件を満たした貯金で、貯金保険制度により全額保護されます。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れできるうえ、預入残高に応じて利率が設定されます。 ただし、年金等の自動受け取り、公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
当 座 貯 金	小切手や手形によりお支払いできますので、ご商売をなさる方に便利です。	出し入れ自由。	お預け入れは、1円以上1円単位です。 無利息です。
納 税 準 備 貯 金	租税納付にご利用いただく貯金です。 利息に所得税はかかりませんが、租税納付以外の目的で払い戻した場合には、課税されます。 利率は、租税納付以外の目的で払い戻された場合には、普通貯金利率により計算されます。	入金自由ですが、 出金は原則として租税納付目的に限られます。	お預け入れは、1円以上1円単位です。
通 知 貯 金	ごく短期間の資金運用に便利です。 なお、お引き出しは2日前までにご連絡いただけます。	7日間以上の据置。	お預け入れは、5万円以上1円単位です。
期 日 指 定 定 期 貯 金	①利息は1年複利で計算されますので有利です。 ②1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。 ③個人のお客様専用の商品です。	最長3年。 (据置期間は1年)	お預け入れは、1円以上300万円未満で、1円単位です。

種 類	内 容 ・ 特 徴	期 間	預入金額・単位等	
スーパー定期	①期間は1か月から最長10年まで、お客様の資金用途に応じて安全・有利に運用できます。 ②3年～10年ものは、有利な半年複利（個人のお客様専用）です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満	お預け入れは、1円以上1円単位です。 利率は、300万円以上と300万円未満で分かれています。	
大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に有利で、安全・確実な商品です。	○定型方式 1か月、2か月、3か月、 6か月、1年、2年、3年、 4年、5年、7年、10年 ○満期日指定方式 1か月超10年未満	お預入れは、1,000万円以上1円単位です。	
変動金利定期貯金	①お預け入れ日の半年ごとに利率の見直しを行います。 ②有利な半年複利（個人のお客様専用）も選択できます。	1年、2年、3年	お預け入れは、1円以上1円単位です。	
積立式定期貯金	いつでも窓口、ATMからお預けいただける積立式の定期貯金です。 ①エンドレス型 ②満期型	①エンドレス型 制限はありません。 ②満期型 6か月以上10年以下で満期日を指定。	①エンドレス型 1円以上1円単位です。	
			②満期日指定型 1円以上1円単位です。	
定期積金	ご計画に合わせて毎月積み立てていく積金で、指定口座からの自動振替が便利です。 ①目標式 目標に合わせた積立額・期間を決定 ②定額式 毎月一定額をお積み立て	6か月以上、10年以内	お預け入れは、1,000円以上1円単位です。	
財形貯金	○お勤めの方の財産形成貯金で、給料やボーナスからの天引きにより有利にお積み立てできます。「財形住宅貯金」と「財形年金貯金」は合わせて元本550万円までのお利息が非課税扱いとなります。			
	財形住宅貯金	住宅の取得や増改築などを目的とした積立で、非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上	お預け入れは、1円以上です。
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てし、60歳以降に年金方式（3か月ごと）でお受け取りできます。退職後も非課税が適用される大変有利な貯金です。 契約時に55歳未満であることが条件です。	○積立5年以上 ○据置6か月～5年 ○受取5年～20年	お預け入れは、1円以上です。
一般財形貯金	貯蓄目的や積立額ともご自由で、お預け入れ後1年が経過すれば、いつでもお引き出しできます。	○積立3年以上	お預け入れは、1円以上です。	

※取扱商品のそれぞれの適用利率につきましては、店頭に表示しています。

貯金保険制度のご案内

貯金保険制度とは、金融機関が万が一経営破綻に陥った場合、「貯金保険機構」が貯金者に対して一定限度の払戻しを保証し信用秩序を維持する制度です。

貯金等の保護の内容

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	当座貯金 普通貯金 別段貯金	決済用貯金（注1） （利息のつかない等の3要件を満たす貯金）
	定期貯金・貯蓄貯金・通知貯金・定期積金・農林債券（リツノーワイド等の保護預り専用商品）等（注2）	一般貯金等 （決済用貯金以外の貯金）
対象外貯金等	外貨貯金、譲渡性貯金、農林債券（ワリノー、リツノーの保護預り専用商品以外の商品）等	保護対象外 破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます。 （一部カットされることがあります。）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすものです。

（注2）このほか、納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品が該当します。

（注3）定期積金の給付補てん金も利息と同様保護されます。

● 融資業務

組合員への融資をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。

さらに、日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）、住宅金融支援機構等の融資の申し込みのお取次ぎもしています。

一般資金等ご融資（主なもの）

（平成28年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資期間	ご返済方法	担保・保証	利率
一般資金	地区内にお住まいの個人や、事業所をお持ちで事業を営まれている一般企業等の皆さま方となります。	さまざまな資金にご利用いただけます。（一定の審査をいたします。）	短期資金から長期資金まで、お使いみちに応じてご利用いただけます。	一括返済と分割返済の2種類があり、また、長期資金は、必要に応じ据置期間を設けています。	ご相談のうえ決めさせていただきます。また、必要に応じ、群馬県農業信用基金協会の保証もご利用いただけます。	お使いみちやご融資期間に応じ、ご相談のうえ決めさせていただきます。
制度資金	農業近代化資金、中山間地域活性化資金、総合農政推進資金などをお取り扱いしております。					

※このほかにも、各種の資金をご用意しておりますので、詳しくは窓口へお尋ねください。

ローン商品（主なもの）

（平成28年4月1日現在）

	ご利用いただける先	お使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証	利率
住宅ローン	20歳以上66歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満でJA組合員の方となります。	住宅の新築・購入(中古含む)・増改築・改装・補修、宅地の購入、住宅ローンの借換などにご利用いただけます。	10万円～5,000万円(借換応援型は5,000万円以内)(10万円単位)	3年～35年以内(借換応援型は32年以内(ただし、借換対象ローンの残存期間内))	元金均等または元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済	県農業信用基金協会または協同住宅ローン(株)または三菱UFJニコス(株)の保証	変動金利・固定金利があります。固定金利選択型として、はじめに大きなとくとくプランがあります。
教育ローン	20歳以上、最終返済時の年齢が71歳未満で、教育施設に就学予定又は就学中の子を持つJAの組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の教育施設に就学予定又は就学中の子を持つ方となります。	入学金・授業料・家賃などの就学に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位)	据置期間含め最長15年以内(在学期間+9年以内)	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
フリーローン	18歳以上で、最終返済時の年齢が71歳未満でJAの組合員の方となります。 20歳以上65歳未満で、最終返済時の年齢が72歳未満の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。(ただし、負債整理資金、営農資金、事業資金等は除きます)	10万円～300万円(1万円単位)	6か月～5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
マイカーローン	18歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満でJAの組合員の方となります。 20歳以上75歳未満で、最終返済時の年齢が80歳未満の方となります。	お車、バイクのご購入等にご利用いただけます。	10万円～1,000万円(1万円単位) ※貸付時年齢71歳以上は、200万円が上限	6か月～10年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用毎月返済	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	①変動金利 ②固定金利
クローバローン	20歳以上で、最終返済時に70歳未満のJAの正組合員の方となります。	生活資金にご利用いただけます。(ただし負債整理資金、共済未払金、経済未払金は除きます)	10万円～300万円(1万円単位)	1か月～5年以内	元利均等返済 ①毎月返済 ②ボーナス併用返済 ③年2回返済	県農業信用基金協会	①変動金利 ②固定金利
カードローン(約定返済型)	20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満のJAの組合員の方となります。 20歳以上で、最終返済時の年齢が70歳未満の方となります。	生活に必要な一切の資金にご利用いただけます。	10万円～50万円(10万円単位) 10万円～500万円(10万円単位)	2年(自動更新) 1年(自動更新)	①毎月返済 ②任意返済(カードローン口座にご入金いただければ自動的に返済されます)	県農業信用基金協会 三菱UFJニコス(株)	変動金利

※1. 適用利率につきましては、変動型と固定型からお選びいただく場合や、これまでのお取引状況によって減免される場合がありますので、窓口にお尋ね下さい。

2. お申し込みいただく際に、身分証明や所得証明などの書類が必要となります。また、当組合で審査したのち、それぞれご希望保証会社等がさらに審査いたします。

3. 住宅ローンでは、建物および敷地に（根）抵当権を設定させていただきます。

また、建物には火災共済（保険）を付けていただき、これに質権を設定させていただく場合があります。

公庫等の受託資金（主なもの）

（平成28年4月1日現在）

金融機関名	資 金 名
日本政策金融公庫 （農林水産事業）	スーパーL資金、農業改良資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金 青年等就農資金
日本政策金融公庫 （国民生活事業）	教育資金

※このほかにも多数の資金を取り扱っておりますので、詳しくは窓口にお尋ねください。

● 為替業務

全国のJA・信連・農林中金はじめ、ゆうちょ銀行を含む全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口をとおして全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

● 国債窓口販売

個人向け国債（変動金利型10年満期、固定金利型5年満期、固定金利型3年満期）の窓口販売の取扱いをしています。

● サービス・その他

全国共通のシステムを利用して、年金等の自動受け取り、各種料金の自動支払い、さらに全国のJAのATMでの入出金、他金融機関等との提携によるATM出金などさまざまなサービスに努めています。JAバンクのキャッシュカードをJAのATMでご利用いただいた場合は手数料がかかりません。

また、サービスの安全性向上のため、ICキャッシュカードの発行拡大に取り組んでいます。

サービス・その他商品（主なもの）

（平成28年4月1日現在）

項 目	サ ー ビ ス 内 容
JAキャッシュサービス※	キャッシュカードを利用して、全国のJA・信連・農林中金をはじめ、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、セブン銀行およびコンビニATM（株式会社イーネット、株式会社ローソン・エーティーエム・ネットワークス）で、現金の入出金や残高照会ができます。
ICキャッシュカード	偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載することにより、安全性を強化したキャッシュカードです。
JAカード	JAカードは、ICチップを搭載したクレジットカードです。お買い物、ご旅行、お食事など、サインまたは暗証番号の入力でご利用いただけます。 また、ICキャッシュカードとJAカードの機能が1枚になった、便利な一体型カードもあります。
JAネットバンク	JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットに接続可能なパソコン、携帯電話を利用して、貯金の残高や入出金明細をはじめ、振込・振替や各種料金の払込み（マルチペイメント等）の取引がお気軽にご利用いただけます。
ファームバンキング	JAネットバンクと同様に、JAの窓口やATMに出向くことなく、貯金残高や入出金取引明細の照会や他金融機関への振込（為替取引）などのほかに、口座振替・振込データの一括伝送にもご利用いただけます。 専用ソフトによる操作とパスワード管理により、セキュリティが高いバンキング機能です。
給与振込サービス	給与・ボーナスがご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
年金自動受取サービス	国民年金・厚生年金など各種年金が、ご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払サービス	電気料・電話料・水道料・ガス料金、NHK放送受信料の公共料金のほか、税金、高校授業料などを、ご指定の貯金口座から自動的にお支払いいたします。

※ 当組合を含む県内JA・信連の休日におけるATMの取扱いについては、一部ご利用できない場合もありますので、あらかじめ、お取扱窓口でご確認ください。

● 主な手数料一覧

本表は、各種の商品・サービスにかかる手数料（消費税8%相当額を含む）を掲載しています。

(1) ATM利用手数料（1件につき）

※ J AバンクのATMを利用する場合

(平成28年4月1日現在)

利用カード	利用時間	全国 J A 発行の キャッシュカード		提携金融機関の キャッシュカード (三菱東京UFJ銀行を除く)	三菱東京UFJ銀行の キャッシュカード	クレジットカード (自動キャッシング)
		出 金	入 金	出 金	出 金	出 金
平日	8:00～8:45	無料	無料	216 円	108 円	108 円
	8:45～18:00			108 円	無 料	無 料
	18:00～21:00			216 円	108 円	108 円
土曜日	9:00～14:00			108 円	108 円	無 料
	14:00～21:00			216 円	108 円	108 円
日曜日 祝 日	9:00～21:00					216 円

(2) 為替関係手数料（1件につき）

(平成28年4月1日現在)

区 分	取 扱 内 容		金 額	窓口利用	A T M利用	ネットバンク
振込手数料	系統宛	同一店内	1万円未満	108 円	— 円	— 円
			1万円以上3万円未満	216 円	— 円	— 円
			3万円以上	432 円	— 円	— 円
		県内 J A	1万円未満	108 円	108 円	108 円
			1万円以上3万円未満	216 円	108 円	108 円
			3万円以上	432 円	324 円	216 円
	県外系統宛	1万円未満	108 円	108 円	108 円	
		1万円以上3万円未満	109 円	108 円	108 円	
		3万円以上	432 円	324 円	216 円	
	他行宛	電信扱い	1万円未満	432 円	324 円	216 円
			1万円以上3万円未満	540 円	432 円	216 円
			3万円以上	756 円	648 円	432 円
文書扱い		3万円未満	432 円	— 円	— 円	
		3万円以上	648 円	— 円	— 円	

区 分	取扱内容	手数料
送金手数料	県内系統宛	432 円
	県外系統宛	432 円
	他 行 宛	648 円
代金取立手数料 (隔地間)	県内外系統宛	648 円
	他行普通扱い	864 円
	他行至急扱い	1,080 円

区 分	取扱内容	手数料
そ の 他 諸 手 数 料	送金・振込組戻料	864 円
	不渡手形返却料	864 円
	取立手形組戻料	864 円
	取立手形店頭呈示料	— 円

(3) 諸手数料

(平成28年4月1日現在)

取 扱 内 容	基 準	手 数 料
貯金残高証明書発行手数料	1通あたり	324 円
通帳・証書再発行手数料	1冊(枚)あたり	1,080 円
I Cキャッシュカード再発行手数料	1枚あたり	1,080 円
カード再発行手数料	1枚あたり	1,080 円
取引履歴出力(端末出力)	1回あたり	540 円
取引履歴出力(コム出力)	1回あたり	3,240 円
小切手帳交付手数料	1冊あたり	540 円
自己宛小切手交付手数料	1枚あたり	540 円
約束手形帳交付手数料	1冊あたり	540 円
貸金庫利用料	1契約あたり(月額)	3,240 円
口座振替手数料(契約に基づくもの)	1件あたり	108 円
国債口座管理手数料	1口座あたり(月額)	無料 円
J A ネットバンク基本手数料※	1契約あたり(月額)	無料 円
個人情報開示事務手数料	1件あたり	実費+1,080 円

※ただし、J A ネットバンクの基本手数料は個人は無料

□ 共済事業

「一人は万人のために、万人は一人のために」 日本の農村では古くから共同体をつくり、お互いに支え合い、助け合って暮らしを営んできました。共済事業は、こうした相互扶助（助け合い）を事業理念として、組合員・利用者の皆さまの生活全般にわたるリスクに幅広く対応するため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。

J A共済の使命は、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活全般にわたるリスクに対して幅広く保障するよう努めることです。万一のときや病気、ケガ、老後などに備える「ひと」の保障。火災はもちろん、地震や台風などさまざまな自然災害に備える「いえ」の保障。そして現代社会ではなくてはならない「くるま」の事故に備える保障。この「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、それぞれの目的やライフプランに応じて充実した保障を提供することで、これからも皆さまの“暮らしのパートナー”として「安心」と「満足」をお届けしていきます。

■長期共済（共済期間が5年以上の契約）

- 終身共済……………一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズに合わせて特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
- 一時払終身共済…まとまった資金を活用して加入する終身共済です。一生涯にわたる万一のときを保障するとともに、相続対策ニーズにも応えるプランです。
- 引受緩和型終身共済
……………健康に不安のある方でもご加入しやすい万一保障です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。一生涯にわたって、万一の保障が確保できます。
- 定期生命共済…一定期間の万一のときを保障するプランです。手頃な共済掛金で加入できます。法人化された担い手や経営者の万一保障と退職金などの資金形成ニーズに応えるプランもあります。
- 医療共済……………病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
- 引受緩和型医療共済
……………健康に不安のある方でもご加入しやすい医療共済です。通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から・手術・放射線治療を一生涯保障します。病歴（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- がん共済……………一生涯にわたってがんによる入院・手術を保障するプランです。がん診断時や、再発・長期治療のときは一時金をお支払いします。ニーズに合わせて、先進医療保障を加えたり入院・手術等の保障を充実させることもできます。
- 介護共済……………所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 一時払介護共済…まとまった資金を活用して加入する介護共済です。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
- 予定利率変動型年金共済
……………老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されていますので安心です。
- 養老生命共済…一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
- 一時払養老生命共済
……………まとまった資金を活用して加入する養老生命共済です。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。

○こども共済……お子さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。
ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。

○建物更生共済……火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。
また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。

■短期共済（共済期間が5年未満の契約）

○自動車共済……相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。

○自賠責共済……法律で全ての自動車に加入が義務づけられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

○傷害共済……日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。

○火災共済……住まいの火災損害を保障します。

□ 購買事業

購買事業は、肥料や農薬など農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、それを組合員に供給する事業です。

この事業は、計画的な大量購入によって、安い価格で仕入れ、流通経費を節約して、組合員に安く安全でよい品物を供給しようというものです。これをすすめるために購買事業では、予約注文・現金決済の方式をとっています。

この方式は、組合員の生活物資・生産資材の購入にあたって、前もってJAに注文しておき、JAはそれをまとめてJA全農に発注し、JA全農はこの大量予約注文を背景にメーカーと交渉して安く仕入れるというものです。そして、JA・組合員はその供給を受けると原則として同時に現金で支払い、流通経費のムダをはぶこうというものです。

購買事業の取扱い品目は多種にわたり、特に、生活関係の取扱いでは、プロパンガスや灯油などの燃料関係から食料品、衣料品の供給、葬祭業務なども取り扱っています。

□ 販売事業

販売事業の目的は、組合員の生産した農畜産物などを共同で販売することで、より高い収入が得られるようにしていくことです。

農畜産物の流通は、一般的に、生産者→JA→卸売市場→小売店→消費者という流れになっています。そして、農畜産物の価格は、卸売市場の需要と供給との関係で決まるわけですが、農畜産物は天候に左右されること、季節的な生産であること、さらに多くの農家が有利な作物を求めて競争し合い、物によっては過剰となり、産地間競争が激しくなって農畜産物価格を引き下げてしまう場合もしばしばあります。

この農畜産物価格の不安定を正し、計画的な出荷によって市場で有利な販売を実現しようとするのが、JAの販売事業です。

この目的を達成するためJAグループでは、無条件委託・実費手数料・共同計算・全利用方式というほかの企業にないJA独自の方式を主要な農畜産物について実施しています。

さらに、JAの販売事業は、消費者のみなさんのニーズに応じた新鮮で安全な農畜産物を安定的に供給できるよう生産・販売体制の強化に取り組んでいます。また、地元でとれた農畜産物を地域のみなさんに提供するため直売などの事業についても積極的に取り組んでいます。

□ 指導事業

指導事業は、営農指導事業と生活指導事業に大別されます。これらは、組合員の営農や生活活動がより効果的に行われることを目的に行っています。直接収益を生み出すという事業ではありませんが、販売・購買・信用・共済などの事業のカナメとして取り組んでいます。

● 営農指導事業

営農指導事業は、組合員の営農を指導し、その改善をはかっていく重要な事業です。

JAの営農指導は、単に技術指導を行うのではなく、組合員の農業経営全般について指導し、地域営農集団の育成など、協同して合理的な農業経営を確立するよう働きかけていくものです。つまり、生産から流通までの仕組みをJAの総合的な力で指導援助することによって、個々の農家では難しい所得の増大を実現していこうというものです。

● 生活指導事業

生活指導は、組合員の生活全般について指導し、組合員や地域社会の生活改善をはかっていくものです。

その範囲は、消費生活、健康、文化、娯楽など幅広い活動に及びます。具体的には、健康管理活動や相談活動、家計簿記帳や料理教室、農畜産物の自給運動、生鮮食料品などの共同購入、レクリエーション活動、さらに、地域における助けあい活動などに取り組んでいます。

□ 資産管理事業

資産管理事業は、組合員が土地を手放すことなく、土地の農業的利用や都市的利用を実現し、農と住の調和したまちづくりを目指すさまざまな事業をJAのリーダーシップで順次展開していくものです。

資産管理事業をJAでは宅地等供給事業として行っています。これはJAが事業の対象である組合員の転用相当農地等（農業以外の目的のために使用される農地）の所有権その他使用収益権を取得するか否かによって次の三つに分けられます。

- 1 JAが使用収益権を取得しないで、組合員から委託を受けて、転用相当農地等の売渡しまたは貸付け（住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）、区画形質の変更をする事業
- 2 JAが借地権を取得して、組合員から借入れ、その転用相当農地等の売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業
- 3 JAが所有権を取得して、組合員から買入れ、その転用相当農地等を売渡しまたは貸付ける（その土地の区画形質を変更し、または住宅その他の施設を建設してするその土地または施設の売渡し・貸付けを含む）事業

□ その他の事業

その他にもJAでは、農家の営農や地域住民の生活のすべての面にかかわるさまざまな事業を行っています。

主なものをあげると次のとおりです。

● 利用事業

JAでは、組合員の営農または生活に必要な共同利用施設を設置し、組合員に利用してもらっています。

● 加工事業

組合員の委託により、組合員が生産した物資を加工（精米、精麦、製粉など）して組合員に引き渡しを行っています。